

序論

1 民事紛争の解決手段としての民事訴訟法

(1) 民事紛争と民事訴訟

私人間の生活関係に関する争いごとを民事紛争と呼ぶ。国家は、民事紛争を常態として放置することはできない。社会秩序を維持していくためには、強制力をもってでも紛争を解決する制度を用意しなければならない。そのような要請に応える制度が民事訴訟であり、民事訴訟についての一般法が民事訴訟法である。民事訴訟の運営に当たる国家機関が裁判所である。

(2) 民事訴訟の特質

民事訴訟は、相手方の態度如何にかかわらず、国家権力をもって、民事紛争を強制的に解決する制度である。そこでは、抽象的な法規を大前提とし、認定した具体的事実を小前提として、その法規の定める法律効果の存否を結論として導き出す手法（法的三段論法と呼ばれる）が用いられる。

金銭支払請求事件のような給付請求訴訟において、請求が認められたときは、給付判決が出される。この給付判決を債務名義といい、第2部の民事執行につながる。

(3) 民事訴訟以外の紛争解決手段

民事訴訟は、民事紛争を解決するための唯一かつ最善の手段であるわけではない。ほかに、民法上の和解（民§695）、公正証書の作成、起訴前の和解（§275）、督促手続（§382）、民事調停、家事調停（家審§17）及び仲裁手続（仲裁§45本文）がある。

2 権利実現の手続としての民事執行法

債務名義によって公証された給付請求権を、国家権力をもって、強制的に実現する手続を民事執行といい、民事執行についての一般法が民事執行法である。

3 権利保全の手続としての民事保全法

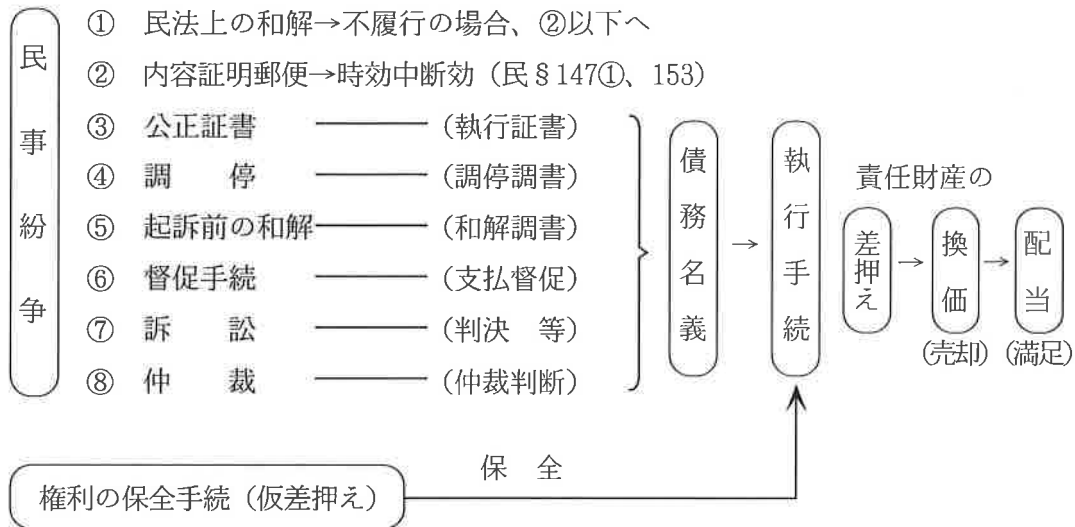
債務者の資力が乏しかったり、債務者が責任財産につき不穏な動きをする場合等に、主に将来の強制執行等が成功するよう、とりあえず債務者の財産処分権を奪う等により、現状を保全する手続を民事保全といい、民事保全に

についての一般法が民事保全法である。

一般（金銭）債権の保全、確定、実現

【紛争の解決手段】

【権利の実現手段】



第1部

民事訴訟法

第1章

訴訟の主体

第1節 裁判所

1 裁判所の意義

裁判官、裁判所書記官、廷吏、執行官等の職員で構成される官庁を指すこともあるが、狭義では事件の審理裁判を行うため1人または数人の裁判官で構成される裁判機関をいう。特定の事件が判決手続として過去に係属した、現在係属中のあるいは将来係属すべき裁判所を受訴裁判所という。

現憲法下では、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の5種類の裁判所がある。このうち家庭裁判所は、家事事件や少年保護事件の審判等のほか、離婚や認知訴訟等の人事訴訟の第一審の裁判を管轄する（裁判所 § 31 の 3 - I）。

2 裁判所の構成

(1) 合議制と単独制

裁判所が複数の裁判官で構成される場合を合議制、1人の裁判官で構成される場合を単独制という。最高裁判所及び高等裁判所は合議制をとり（裁判所 § 9、同 § 18）、簡易裁判所は単独制をとる（同 § 35）。地方裁判所及び家庭裁判所は原則として単独制であるが、合議制で裁判をする場合がある（同 § 26、同 § 31 の 4）。

(2) 裁判長

合議制の裁判所では、構成員の1人が裁判長となり、他の裁判官は陪席裁判官となる。

判決その他の重要事項についての裁判は裁判官の評議に基づいてされるが、特に裁判長の権限とされている事項がある。民事訴訟法上、裁判長の権限とされているものとしては、特別代理人の選任（§ 35 - I）、口頭弁論期日の指定（§ 93 - I、§ 139、規 § 60 - I）、口頭弁論の指揮（§ 148 - I）、訴状の審査権（§ 137 - I、II）等がある。

なお、単独制の裁判所にあっては、当の1人の裁判官が裁判長の権限をも合わせ行う。

(3) 受命・受託裁判官

合議制の裁判所は、法定の事項の処理（例えば、§ 89、§ 195）をその

構成員の一部に委任することができる。委任を受けた裁判官を受命裁判官という。その指名は裁判長がする（規 § 31-I）。受訴裁判所が他の裁判所に一定の事項の処理を嘱託した場合に、その処理に当たる裁判官を、嘱託した受訴裁判所との関係で受託裁判官と呼ぶ。

3 裁判官の除斥・忌避・回避

具体的事件において、担当裁判官が事件と特殊な関係にあるために裁判の公正が期待できない場合、その裁判官を職務執行から排除する必要がある。このために、除斥、忌避及び回避の制度が設けられている。なお、裁判官の除斥・忌避・回避の規定は、裁判所書記官に準用される（§ 27、規 § 13）。

(1) 裁判官の除斥

法定の除斥原因（§ 23-I）が存在することにより、法律上当然に職務執行から排除される場合である。除斥原因があれば、当事者または当の裁判官がその存在を知っているかどうかを問わずその事件の一切の職務を行えない。したがって、除斥原因がある場合、裁判所は申立てまたは職権により除斥の裁判をする（同一-III）が、この裁判は確認的なものである。

なお、除斥の申立てがあれば、その裁判があるまで訴訟手続を停止するが、急を要する行為（例えば、仮差押え、仮処分、証拠保全）はすることができる（§ 26）。

(2) 裁判官の忌避

除斥原因に直接該当しなくても、裁判官が不公平な裁判をするおそれがある場合、裁判によってその裁判官を職務執行から排除することである（§ 24-I）。忌避の裁判は申立てに基づいてされるが、この申立ては、忌避の原因を知って裁判官の面前で弁論しまたは弁論準備手続で申述した後はすることができない（同一-II）。

なお、除斥の場合と同様、忌避の申立てがあれば、その裁判があるまで訴訟手続を停止するが、急を要する行為はすることができる（§ 26）。

(3) 裁判官の回避

裁判官が除斥または忌避の事由がある場合に、監督権を有する裁判所の許可を得て、職務執行から自発的に退くことである（規 § 12）。

4 事物管轄

(1) 事物管轄とは

第一審訴訟を、地方裁判所と簡易裁判所のどちらに分担させるかの定め

をいう。訴額140万円以下の事件は簡易裁判所（裁判所 § 33－I ①）、それ以外の事件は地方裁判所とされる（同 § 24－①）。なお、不動産関係訴訟については、訴額が140万円以下の事件であっても、地方裁判所にも管轄がある（同 § 24－①）。

(2) 訴額の算定

原告が全部勝訴した場合に得られる経済的利益を金銭で評価した額を訴額という。訴額は、訴えによって主張する利益によって算定する（§ 8－I）。訴額を算定することができないときまたはこれが極めて困難であるときは、訴額は140万円を超えるものとみなされ（同－II）、事件は地方裁判所の管轄に属する。

(3) 併合請求事件の訴額

併合請求訴訟事件の訴額は合算する（§ 9－I）。例えば、100万円の貸金の返還と50万円の売買代金の支払いとを1個の訴訟で請求する場合、訴額は150万円となる。

これに対し、利息や損害金等を附帯請求として請求する場合、それらの額は訴額に算入しない（同－II）。つまり、訴額は主請求たる元本の額のみで定まる。

5 土地管轄

(1) 土地管轄とは

同種の裁判所間で、ある事件をどこの土地の裁判所が管轄するか定めである。各裁判所の地域的な管轄区域は法律（「下級裁判所の設置及び管轄区域に関する法律」）で定められており、この管轄区域と人的物的に係のある事件についてその裁判所が管轄権を有することになる。

(2) 裁判籍

土地管轄の発生原因となるこの関係地点のことを裁判籍という。土地管轄は、事件の裁判籍がどこの裁判所の管轄区域内にあるかによって決定されるわけである。したがって、土地管轄を論じる場合、裁判籍という概念が前提となっており、例えば、被告の普通裁判籍（§ 4－I）のように、「〇〇の裁判籍」というような呼び方をする。裁判籍は、普通裁判籍と特別裁判籍とに分けられる。

(3) 普通裁判籍

事件の種類や内容に関係なく、一般的に認められる裁判籍である（§ 4－I）。自然人を被告とする場合、その住居所等により（同－II）、法人その

他の社団または財団を被告とする場合は主たる事務所または営業所により、これらがなくときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる（同－IV）。国の普通裁判籍は、訴訟について国を代表する官庁の所在地により定まる（同－V）。

(4) 特別裁判籍

事件の種類や内容に応じて、特に認められる裁判籍である。これには、他の事件とは無関係に認められる独立裁判籍と、他の事件との関連から認められる関連裁判籍とがある。なお、特別裁判籍は普通裁判籍を排除するものではなく、両者は競合して認められることに注意したい。

(5) 独立裁判籍

当事者間の公平、起訴・審理・証拠調べの便宜等の理由から認められる裁判籍である。第5条～6条の2に列挙されている。

① 義務履行地の裁判籍

財産権上の訴えは、義務履行地の裁判所に提起することができる（§5－①）。義務履行地は、当事者間の特約があればそれにより定まるが、特約がない場合は民商法等の定めるところによる。例えば、債務の履行の場所は、原則として債権者の現住所・営業所であり（持参債務の原則）、例外として特定物の引渡しを目的とする債務にあっては、債権発生の当時その物の存在した場所である（民§484、商§516－I）。

したがって、持参債務の原則が適用される法律関係においては、本号の定めは、被告の普通裁判籍所在地で訴えるという民事訴訟法の原則（§4－I）に対する重大な特則となる。

② 手形・小切手の支払地の裁判籍

手形・小切手による金銭の支払請求訴訟は、その支払地の裁判所に提起することができる（§5－②）。本号の管轄は、手形・小切手訴訟（§350～§367）による場合に限らず、通常訴訟手続を利用する場合でも生じる。

③ 財産所在地の裁判籍

日本に住所を有しない者（外国人を含む）に対する財産権上の訴えは、その財産所在地の裁判所に提起することができる（§5－④）。

④ 事務所・営業所所在地の裁判籍

事務所または営業所を有する者に対する訴えで、その事務所または営業所における業務に関する事件に限り、その所在地の裁判所に提起することができる（§5－⑤）。

⑤ 不法行為地の裁判籍

不法行為に関する訴えは、不法行為の発生地の裁判所に提起することができる（§ 5－⑨）。被害者（債権者）の起訴の便宜や訴訟資料の収集の便宜等を考慮した規定である。

⑥ 不動産所在地の裁判籍

不動産に関する訴えは、不動産の所在地の裁判所に提起することができる（§ 5－⑫）。不動産に関する訴えとは、不動産を直接目的とする権利関係の訴えであり、例えば、所有権確認の訴え、所有権に基づく明渡請求訴訟、賃貸借契約の解除による明渡請求訴訟等である。これに対し、不動産の売買契約に基づく代金請求訴訟や賃貸借契約に基づく賃料請求訴訟等は、不動産を直接目的とする権利関係の訴えではない。

⑦ 登記・登録地の裁判籍

登記または登録に関する訴えは、登記または登録をすべき地の裁判所に提起することができる（§ 5－⑬）。

⑧ 相続に関する裁判籍（§ 5－⑭、⑮）

⑨ 特許権等に関する訴え等の管轄（§ 6）

⑩ 意匠権等に関する訴えの管轄（§ 6の2）

(6) 関連裁判籍

他の事件との関連から認められる裁判籍を関連裁判籍といい、その代表例として併合請求の裁判籍がある（§ 7）。併合請求とは、一つの訴えをもって数個の請求をもち出すことであるが、本条はそのうちの一つの請求について管轄権がある場合、本来その裁判所に管轄権のない他の請求についても管轄権を認めたものである。訴えの併合提起を容易にする趣旨である。

併合請求の態様としては、訴えの客観的併合（§ 136）と訴えの主観的併合（§ 38）とがある。

(7) 訴えの客観的併合と関連裁判籍

訴えの客観的併合は、1人の原告が1人の被告に対して数個の請求をもち出すことである（共同訴訟ともいう）。この場合、一つの請求について管轄権がある限り、被告としてはその裁判所に出頭して応訴せざるをえない以上、本来管轄権のない他の請求についてもその裁判所に管轄を生ぜしめても、被告にとって特に不利益はない。したがって、訴えの客観的併合の場合に本条が適用されることに異論はない。

(8) 訴えの主観的併合と関連裁判籍

訴えの主観的併合とは、数人の原告が共同して訴えを提起し、あるいは数人を共同被告として訴える場合であるが、特に問題になるのは1人の原告が数人の被告を相手にする場合である。この点、民事訴訟法は各被告に対する請求の間に実質的関連性のある場合（§38前段）に限り関連裁判籍を認めた（§7ただし書）。

6 合意管轄

(1) 合意管轄とは

法定の管轄と異なる管轄を定める当事者間の合意を管轄の合意といい、これによって生じる管轄を合意管轄という（§11-I）。法定の管轄は、当事者の公平と起訴の便宜とを考慮して定められていることから、公益的要求の強い専属管轄を除き、当事者は法定管轄を変更することが許される。

(2) 合意管轄の性質

管轄の合意は、私法上の契約と同時にされることが多いが、その性質は管轄の変更という訴訟法上の効果の発生を直接の目的とする訴訟法上の合意（訴訟契約）である。したがって、私法上の契約が取り消されたり解除されたりしても、管轄の合意の効力には影響はない。したがってまた、訴訟能力や訴訟代理権を要し、例えば被保佐人が私法上の契約につき保佐人の同意を得ていても、管轄の合意につき同意を得ていなければ、その合意は無効である。

(3) 合意の内容

- ① 第一審裁判所を定めるものに限る（§11-I）。第一審は簡易裁判所と地方裁判所の職分であるから、合意は第一審裁判所としてこの種の裁判所のどれかを定めるものに限られる。上訴審についての合意は許されない。第一審である限り、土地・事物管轄のいずれでもよい。例えば、本来横浜地方裁判所の管轄であるところを東京地方裁判所とする合意、あるいは東京簡易裁判所の管轄であるところを東京地方裁判所とする合意が可能である。
- ② 一定の法律関係に関する訴えに限る（§11-II）。基本たる法律関係を特定することによって訴訟を特定できる場合であればよい。例えば、XY間のA建物の賃貸借契約に基づく一切の訴訟とか、特定の売買に関するすべての訴訟というような合意は許される。これに対し、「将来の一切の紛争についての訴訟」というような漠然とした合意は、被告の管轄の利益を害するから許されない。

③ 法定管轄と異なる定めをすること。法定管轄をすべて排除する合意は、日本の裁判所の裁判権を排除する合意または不起訴の合意となる（これらの合意は無効ではない）。

④ 合意の態様／付加的合意と専属的合意

付加的合意とは、法定管轄のほかに管轄裁判所を付加する合意であり、専属的合意とは特定の裁判所だけを管轄裁判所とする合意である。

(4) 合意の方式と時期

合意は書面によってしなければならない（§11-Ⅱ）。合意を明確にして後日の争いを防止する趣旨である。したがって、合意は必ずしも同一の書面による必要はない。申込みと承諾とが別個の書面でなされてもよい。電磁的記録によってされた合意も、書面によってされたものとみなされる（同-Ⅲ）。

合意の時期については特に規定はないが、管轄は訴えの提起の時に定まる（§15）から、その時までにはされる必要がある。その後の合意は、移送の申立ての前提として意味があるにすぎない。

(5) 合意の効力

管轄の合意は訴訟契約であるから、合意によりその内容どおりの管轄の変更が生じる。付加的合意であれば付加された裁判所にも管轄が生じるし、専属的合意であれば他の法定管轄は排除される。但し、専属的合意は専属管轄そのものではないから、合意と異なる裁判所に訴えを提起した場合、次に述べる応訴管轄を生ずる余地がある。

7 応訴管轄

(1) 応訴管轄とは

管轄違いの訴えに対し被告が応訴することによって生じる管轄である（§12）。被告は、管轄権のない裁判所に出頭して応訴する義務はないが、異議なく応訴した以上、管轄の利益を放棄したものとして、その裁判所に管轄権が認められるのである。

(2) 応訴管轄の要件

- ① 管轄権のない第一審裁判所に訴えが提起され、他に専属管轄裁判所がないこと
- ② 管轄違いの抗弁を提出しないで本案について弁論をし、または弁論準備手続で申述をしたこと

「本案」の弁論・申述とは、訴訟上の請求の当否についての被告の陳

述を意味する。

③ 具体的な問題

訴訟要件の欠缺を理由とする訴え却下の申立てや、口頭弁論期日の延期の申立ては本案の弁論・申述ではない。請求棄却の申立てについては争いがあるが、判例によれば本案の弁論には当たらない。また、弁論・申述は、期日において口頭で現実に行われることが必要であり、準備書面の提出により陳述が擬制される場合（§158）、本条の応訴管轄は生じない。

(3) 応訴管轄の効果

被告の応訴によって本来管轄権のない裁判所に管轄が生じる。専属的合意管轄があっても応訴管轄は生じる。

8 管轄権の調査

(1) 職権調査事項

管轄権の存在は訴訟要件であり、管轄の有無につき疑いが生じたときは、裁判所は職権で調査しなければならない。調査の結果、管轄違いであることが判明した場合、管轄裁判所に移送しなければならない（§16-I）。

(2) 職権証拠調べ

管轄に関する事項については、職権証拠調べが可能である（§14）。

(3) 管轄決定の時期

管轄決定の時期は、起訴の時すなわち原告が訴状を裁判所に提出した時を標準として定まる（§15）。以後の事情の変更（例えば、被告の住所移転、訴額の変動）は管轄に影響を及ぼさない〔平17-04-ア〕。一般の訴訟要件の存否は口頭弁論終結の時を標準として定まるが、本条はその例外である。

9 訴訟の移送

(1) 移送とは

訴訟の係属中、その裁判所の裁判によって、その係属を他の裁判所へ移転することである。移送の申立ては、期日においてする場合を除き書面で行なければならない（規§7-I）。

(2) 移送の原因

移送には、種々の原因がある。すなわち、第一審における移送（§16～§19、§274-I）のほか、上級審における移送（例えば、§309、§325-I）

I、II)、あるいは上級審による原審への事件の差戻し（例えば、§ 307、§ 325-I、II）がある。第一審における移送の原因は、以下のとおりである。

(3) 管轄違いによる移送／必要的移送

訴えがその裁判所にとって管轄違いであった場合、他の訴訟要件の欠缺の場合と同様に訴えを却下すると、原告は起訴による時効中断・期間遵守の利益を失う結果となる。そこで、この場合、その裁判所は訴えをいきなり却下しないで、申立てによりまたは職権で管轄裁判所に移送しなければならない (§ 16-I)。

但し、地方裁判所は、管轄区域内の簡易裁判所の管轄事件について、専属管轄（当事者が合意で定めたものを除く）の定めのある場合を除き、申立てによりまたは職権でその訴えにつき自ら審判することができる（同一-II）〔平15-01-U〕。例えば、訴額140万円以下の訴えが地方裁判所に提起された場合、その事件の事物管轄は本来は簡易裁判所にあるが、その地方裁判所が相当と認めたときは、その訴えにつき自ら審判することができる。

(4) 遅滞を避ける等のための移送／裁量移送

一つの訴えについて管轄裁判所が数個ある場合、原告はそのうちの一つを任意に選択して訴えを提起することができるが、原告の選んだ裁判所がその事件の審判に適しているとは限らない。そこで、訴訟の著しい遅滞を避けまたは当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てによりまたは職権でその訴えを他の管轄裁判所に移送することができる (§ 17)。

(5) 簡易裁判所から地方裁判所への移送／裁量移送

簡易裁判所は、その管轄に属する事件であっても、相当と認めるときは、申立てによりまたは職権でその訴えを地方裁判所に移送することができる (§ 18)。地方裁判所が簡易裁判所の管轄に属する事件を移送しないで自ら審判しうること (→ § 16-II) に対応している。〔巻末の実例集2〕

(6) 同意による必要的移送

第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者の申立て及び相手方の同意があるときは、訴訟の全部または一部を申立てに係る地方裁判所または簡易裁判所に移送しなければならない (§ 19-I 本文) 〔平15-01-I〕。

但し、移送により訴訟手続を著しく遅滞させるとき、またはその申立て

が簡易裁判所からその所在地を管轄する地方裁判所への移送の申立て以外のも（地裁→簡裁、地裁→地裁、簡裁→簡裁）であって、被告が本案について弁論をもしくは弁論準備手続において申述をしたものであるときは、移送する必要はない（同ただし書）。

(7) 不動産に関する訴訟の必要的移送

訴額140万円以下の不動産に関する訴訟が簡易裁判所に提起された場合において、被告の申立てがあるときは、その簡易裁判所は事件を地方裁判所に移送しなければならない（§19-Ⅱ本文）〔平15-01-オ〕。この移送の申立権が被告のみに与えられるのは、原告は地方裁判所への訴えの提起を選択できること（→裁判所§24-①後段）との公平を図るためである。但し、その申立ての前に被告が本案について弁論をした場合は、この限りではない（§19-Ⅱただし書）。

(8) 反訴提起による必要的移送

簡易裁判所に係属する事件につき、被告が地方裁判所の管轄に属する請求を反訴として提起した場合、相手方（反诉被告、本訴原告）の申立てがあるときは、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない（§274-I）〔平15-01-エ〕。

(9) 移送の裁判に対する不服の申立て

移送の決定及び移送の申立てを却下した決定のいずれに対しても、即時抗告をすることができる（§21）〔平15-01-ア〕。

(10) 移送の効果（その1）／受送裁判所の拘束

移送を受けた裁判所は、移送の裁判に拘束され（§22-I）、受送裁判所は事件を他の裁判所に再移送することはできない（同-II）。事件が転々と移送されるのを避ける趣旨である。専属管轄違反の移送決定であっても、その移送決定が確定した場合は受送裁判所はその移送決定に拘束される（判例、通説）。

(11) 移送の効果（その2）／訴訟係属の遡及効

移送の裁判が確定したときは、訴訟は初めから受送裁判所に係属したものとみなされ（§22-Ⅲ）、起訴による時効中断・期間遵守の効力は保持される。

第2節 当事者

1 当事者の概念

その名において訴えまたは訴えられることによって判決の名宛人となる者をいう。「その名」において訴えまたは訴えられる者であるから、他人の名で訴訟を追行する法定代理人や法人の代表者は当事者ではない。判決の「名宛人」となる者であるから、他人宛てに出された判決の効力を受けるだけの者（§115-I②）も当事者ではない。

2 当事者の確定

(1) 確定の必要性

特定の訴訟において、誰が原告で誰が被告であることを明らかにすることを当事者の確定という。これにより、訴訟の初めから終わりに至るまでの諸問題が決定される。例えば、人的裁判籍の有無は当事者とりわけ被告が誰であるかによって定まり（例えば、§4-I）、訴訟手続が中断するかどうかは当事者に死亡等の中断事由が生じたかどうかにより決まる（§124）。さらに、判決の効力は当事者及びこれに準ずる者の間に及ぶ（§115-I）から、当事者は誰であったかが明らかにされなければならない。

(2) 確定の基準

当事者が具体的に誰であるかをどのような基準により確定するかについては諸説あるが、従来の通説によれば、訴状に当事者として表示された者が当事者である（表示説）。

その際、当事者欄だけでなく訴状全体の記載を合理的に判断して決定すべきものとされる。判例の立場は、事案ごとに基準が異なり、統一されていない。

(3) 氏名冒用訴訟

他人の氏名を勝手に使用して訴えを提起し（原告側冒用）、または応訴する（被告側冒用）ことを、氏名冒用訴訟という。例えば、BがAと称して訴えを提起したり、あるいはDがCと称して原告の訴えに応訴するとしよう。後者は、「地面師」と呼ばれる詐欺グループの初歩的な手口である。例えば、Dが登記名義人Cになりすまして、一味である原告の所有権移転登記請求訴訟に応訴し、わざと敗訴して原告の単独の登記申請（不登§63-I）を可能ならしめるのがその例である。これらの場合、訴状には原告としてA、被告としてCと記載されているから、通説によれば原告はA、被告はCである。

上記設例において、審理中に冒用の事実が判明した場合、BやDの訴訟関与を排斥しなければならない。すなわち、まずAを原告とする訴えは、Aの追認がない限りBの無権代理に準じて却下すべきであり（§312-Ⅱ④）、またCを被告とする訴えにあっては、Cが訴訟に関与できるようにするために、新期日を指定し訴状をCに送達し直さなければならない（§138-I）。

冒用の事実を看過して終局判決が出された場合、判決の効力は当事者である被冒用者（A、C）に及ぶ。この場合、被冒用者は不当な結果を免れるために、訴訟行為をするに必要な授權の欠缺のあった場合に準じて、上訴や再審（§312-Ⅱ④、§338-I③）によって判決の取消しを求めることができる」と解されている。

(4) 死者を被告とする訴訟

相手方がすでに死亡していることを知らないでこれを被告として訴えを提起した場合、この訴えは却下される。当事者の実在は訴訟要件であり、死者を被告とする訴訟は不適法となるからである（§140）。もし、被告が死者であることを看過して判決が出された場合、その効力を受けるべき者が存在しないという意味で、その判決は無効である。

3 当事者能力

(1) 当事者能力とは

民事訴訟の当事者となることのできる一般的地位ないし資格のことである。「一般的」とは、具体的な訴訟事件を離れて抽象的に定まる、という意味である。対応する概念として民法上の権利能力があるが、権利能力は実体私法上の権利義務の帰属主体となりうる能力である。これに対し当事者能力は、訴訟関係の主体となり、訴訟法上の諸効果の帰属主体となりうる能力を示す概念である。

民事訴訟は私法上の権利義務の存否を確定する制度であるから、権利能力を有する者には当事者能力を認めるという対応関係がある。しかし、さらにどのような者に当事者能力を認めるべきかは、民事紛争を合理的に解決するために民事訴訟法独自の観点から定められることであり、その範囲は必ずしも権利能力と全く一致するものではない。

(2) 当事者能力を有する者（その1）／権利能力者

当事者能力は、原則として権利能力を基準として定められる（§28）。したがって、自然人及び法人はすべて当事者能力が認められる。胎児は、

損害賠償請求権、相続及び遺贈について権利能力が認められる（民 § 721、同 § 886、同 § 965）から、これらの法律関係の訴訟については当事者能力を有する。法人は、解散しても清算の目的の範囲内ではなお権利能力を有する（法人 § 207、会社 § 645）から、その限りで当事者能力を認められる。

(3) 当事者能力を有する者（その2）／法人格なき社団・財団

いわゆる法人格なき社団・財団で代表者または管理人の定めのあるものにも、当事者能力が認められる（§ 29）。民事訴訟法独自の観点から当事者能力が認められたものである。すなわち、民法その他の法律では所定の要件を備えた社団・財団のみに法人格が付与され、それ以外は仮に実体があっても法主体としては扱われない。

しかし、法人格のない社団・財団も、独立して取引社会に現れる以上は、紛争を起こす可能性がある。そこで、よって生じた紛争を解決するためには、個々の構成員や財産ではなく、当の団体自体を訴訟の主体とするのが实际的である。このため民事訴訟法は、法人格がなくても、独自の財産を有し、代表機関（代表者、管理人）の定めのある程度にまとまりのある社団や財団に当事者能力を認めた。例えば、マンションの管理組合等がその代表例である。〔巻末の事例集9〕

4 訴訟能力

(1) 訴訟能力とは

訴訟当事者として単独で有効に訴訟行為をし、相手方または裁判所の訴訟行為を有効に受けることができる能力である。民法上の行為能力に対応する概念である。当事者能力があれば誰でも当事者になりうるが、誰もが十分な訴訟行為をしようとは限らない。そこで、訴訟において自己の利益を十分に守ることのできない者を保護する制度が必要になる。これが、訴訟能力である。

(2) 訴訟能力を要する行為

訴訟能力は、自己の訴訟上の利益を守るための能力であり、訴訟手続内の行為はもちろん、訴訟外または訴訟前の行為についても要求される。例えば、管轄の合意、訴訟代理権の授与には訴訟能力が必要である。しかし、自己の当事者としての利益を保護するための能力であるから、証人や訴訟代理人となるには訴訟能力を要しない。

(3) 訴訟能力者

訴訟能力は、行為能力を基準として定められる（§ 28）。したがって、

民法上の行為能力者は民事訴訟法上も訴訟能力者である。外国人の訴訟能力はその本国法によって定まる（法適用 § 4-I）が、本国法によれば訴訟能力がなくても日本法によれば訴訟能力を有すべきときは、訴訟能力者とみなされる（§ 33）。

(4) 訴訟無能力者／未成年者、成年被後見人

未成年者及び成年被後見人は、原則として訴訟無能力者であり、その法定代理人が代わって訴訟追行に当たる（§ 31本文）。これらの者を保護するとともに、手続の安定を図るためにはこのような画一的処理が必要となるからである。

未成年者は、法定代理人の同意を得れば自ら法律行為をしよう（民 § 5）が、訴訟においては同意を得ても訴訟行為をすることはできない。法律行為は一回的な取引であり、同意を得ればその保護は図られるといえるが、訴訟は手続の連鎖であり、複雑で見通しがつきにくく高度の判断力が要求されるからである。処分を許された財産（民 § 5）に関する訴訟についても同様である。

(5) 未成年者の特例

未成年者が独立して法律行為をしようする場合、その関係の訴訟については訴訟能力が認められる（§ 31ただし書）。すなわち、営業の許可を受けた場合（民 § 6-I）、または会社の無限責任社員となることについて法定代理人の許可を得た場合（会社 § 584）、自ら訴訟追行に当たることができる。なお、婚姻した未成年者（民 § 753）は、完全に訴訟能力を有する。

(6) 制限訴訟能力者／被保佐人、被補助人

被保佐人や被補助人が訴訟行為をするには、保佐人・補助人の同意またはこれに代わる裁判所の許可を要する（民 § 13-I ④、同 § 17-I ④ただし書、同 § 13-III、同 § 17-I、III）。つまり、未成年者や成年被後見人と異なり、被保佐人や被補助人は自ら訴訟行為をするものの、それには保佐人・補助人の同意が必要となる。同意は、手続の安定を害しないよう特定の事件ごとに包括的に与えられなければならない。いったん与えた同意は、訴えや上訴の提起後は撤回できない。

訴訟係属中に保佐・補助開始の審判を受けても、その審級に関する限り保佐人・補助人の同意を得ないで訴訟行為をすることができると解されている（保佐・補助開始の審判は訴訟の中断事由には入っていない。§ 124-I ③）。同意の有無によって訴訟手続の進行が阻害されることがあってはならないからである。

(7) 制限訴訟能力者についての特則（その１）／受働的訴訟行為の場合

制限訴訟能力者が相手方の提起した訴えまたは上訴につき被告または被上訴人として応訴する場合、保佐人・補助人の同意は不要である（§ 32-I）。このような場合にまで同意を要求すると、被保佐人や被補助人に対して訴え等を提起するにつき支障を来すからである。なお、反訴の提起は応訴の範囲を超えるから、これをするには原則どおり同意が必要である。

(8) 制限訴訟能力者についての特則（その２）／個別的な同意を要する場合

保佐人・補助人の包括的同意とは別に、個別的な同意を要する場合がある。すなわち、仮に上記(6)の包括的同意を得ていたとしても、訴え・上訴の取下げ、和解、請求の放棄・認諾、第48条の脱退、手形判決に対する異議の取下げ、手形判決に対する異議の取下げに対する同意をするには、それぞれの行為ごとに保佐人・補助人の同意を得なければならない（§ 32-II）。いずれも、判決によらないで訴訟を終了させる重要な行為であるからにほかならない。

保佐人・補助人の同意は、書面で証明しなければならない（規 § 15）。

(9) 人事訴訟における訴訟能力

人の身分関係（婚姻、養子縁組、親子関係）事件については人事訴訟法が適用され、そこではできるだけ本人の意思を尊重する建前がとられている。訴訟能力について見ると、未成年者は意思能力がある限り訴訟能力が認められる（人訴 § 13-I）が、成年被後見人については認められない（同 § 14-I）。被保佐人や被補助人は、完全に訴訟能力が認められる。

(10) 訴訟能力の欠缺の効果

訴訟能力のない者の行為またはこれに対してされた行為は、無効である。民法では、行為無能力者の行為は取消し（民 § 5-II、§ 9 本文、§ 13-IV）により無効となるが、訴訟手続では当然に無効である。取消しにより無効となるのでは、それまでに積み重ねられてきた手続は覆えされることになり手続の安定を害する。したがって、民事訴訟においては訴訟能力のない者の訴訟行為は初めから無効として、手続をそれ以上進めないことにしているわけである。

(11) 法定代理人等による追認

訴訟能力に欠ける訴訟行為といえども、必ずしも本人にとって不利なものばかりとは限らないから、その法定代理人または能力を取得・回復もしくは授權を受けた本人はこれを追認することができる。追認により、当該行為は遡及的に有効となる（§ 34-II）。追認は、口頭または書面によ

り裁判所または相手方に対してする。

(12) 裁判所による補正命令

訴訟能力に欠ける訴訟行為であっても、(11)のように追認の余地があるため、裁判所は、直ちにこれを排斥しないで、期間を定めて補正を命ずることができる（§34-I 本文）。

補正とは、過去の行為について適法な追認を得るとともに、将来に向かって有効な訴訟行為ができるようにすることである。例えば、訴訟無能力者に代って法定代理人が訴訟追行に当たるのがその一例である。

第3節 訴訟上の代理人

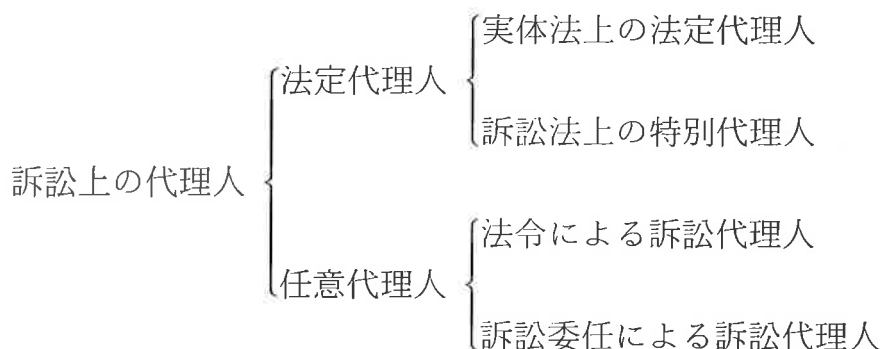
1 訴訟上の代理人とは

当事者本人の名において、本人に代わり自己の意思に基づいて訴訟行為をしまたはこれを受ける者である。民法上の法律行為について代理が認められるのと同様に、訴訟追行についても代理制度が要請される。すなわち訴訟無能力者は単独では訴訟行為をすることができず、法定代理人を欠くことができない（§31本文）し、また訴訟追行には高度の法的知識と経験とが要求され、訴訟能力者にとっても法律の専門家による能力の拡張が必要となるからである。

2 訴訟上の代理人の種類

(1) 法定代理人と任意代理人

訴訟上の代理人には、本人の意思に基づかないでその地位につく法定代理人と、本人の意思によって選任される任意代理人とがある。法定代理人には、実体法上の法定代理人と訴訟法上の特別代理人とがある。任意代理人には、法令による訴訟代理人と訴訟委任による訴訟代理人とがある。



(2) 包括代理人と個別代理人

訴訟上の代理人は、原則として訴訟追行全般にわたって包括的な代理権を有するが、個々の訴訟行為のためだけの代理も個別に認められている（例えば、§ 104－I 後段）。任意代理人のうち、訴訟追行のための包括的代理権を有する者を特に訴訟代理人と呼ぶ。

3 訴訟上の代理権

代理人のあるいは代理人に対する訴訟行為の効果が本人に帰属するためには、代理人に代理権があることを要する。この点、民法上の代理と同じである。ただ、訴訟上の代理にあっては、手続の円滑・安定を期するために、代理権の存否・範囲につき画一性・明確性が要求される。また、無権代理行為の扱いについても若干の検討が必要である。

(1) 代理権の証明・消滅

訴訟手続の円滑・安定の要請から、代理権の存在は書面によって証明しなければならない（規 § 15－I、同 § 23－I、II）。代理権の存在を証する書面としては、例えば戸籍謄本や訴訟委任状がある。代理権が消滅しても、本人または代理人から相手方に通知されない間は、消滅の効力を生じない（§ 36－I、§ 59）。相手方の善意・悪意、過失の有無にかかわらない。

(2) 無権代理

代理権の存否は職権調査事項であり、裁判所は職権をもって代理権の存否を調査しなければならない。調査の結果、代理権の存在しないことが判明した場合、無権代理人の訴訟関与を排除すべきであるが、追認の見込みがあれば補正を命じ、あるいは遅滞のため本人に損害を生ずるおそれがある場合、一時訴訟行為をすることを許すことができる（§ 34－I、§ 59）。

(3) 無権代理行為の追認

無権代理人の行為は本人に対して効力を生じないが、本人または代理人が後日追認すると、行為の時に遡って有効となる（§ 34－II、§ 59）。無権代理行為に基づいてされた判決は当然には無効とはいえ、本人に宛てられた判決として効力を生ずる。しかし、これに対しては上訴・再審により取消しを求めることができる（§ 312－II ④、§ 338－I ③）。

4 法定代理人

(1) 法定代理人とは

本人の意思に基づかない代理人である。本人との身分関係上、法律上当然にその地位につく場合もあるし、あるいは裁判所等の選任によって代理権が発生する場合もある。

法人その他の団体が当事者となる場合、その代表者は訴訟無能力者の法定代理人に準じた扱いを受ける（§37）。例えば、株式会社が当事者となる場合、その代表取締役は法定代理人に準じた地位が与えられる。

(2) 法定代理人の種類

① 実体法上の法定代理人

法定代理は、原則として民法その他の法令によって定まる（§28）。したがって、民法等で法定代理人の地位にある者は訴訟法上も法定代理人となる。例えば、親権者、後見人、不在者の財産管理人等がこれに当たる（民§824、同§859、同§25）。

② 訴訟法上の特別代理人

特定の訴訟事件や訴訟手続のために選任される代理人であり、訴訟法が独自の観点から設ける法定代理人である。その代表例が、訴訟無能力者のための特別代理人である。すなわち、訴訟無能力者は法定代理人によってのみ訴訟行為をしよう（§31本文）ところ、法定代理人が何らかの事情で欠けていたり、あるいは親権の喪失等で代理権を行使しえない場合、無能力者に対する訴えを直ちに提起することができず、損害を受けるおそれが生じうる。そこで、このような場合にも無能力者に対する訴えを速やかに可能ならしめるために、相手方は受訴裁判所の裁判長に対して、無能力者のための特別代理人の選任を申し立てることができることとされている（§35-I）。

特別代理人のその他の例としては、証拠保全手続において相手方が知れない場合の特別代理人（§236後段）、相続財産に対する執行における特別代理人（民執§41-II）がある。

③ 訴訟法上の特別代理人の類推適用

判例によれば、本条の規定は、相続人不明の場合の相続財産について相続財産管理人が選任されていない場合、法人その他の団体に代表者・管理人が欠けている場合にも類推適用される。〔巻末の実例集1〕

(3) 法定代理人の代理権の範囲

原則として民法等の規定によって定まる（§28）。後見人が訴訟行為をする場合において、後見監督人があるときは、一般的にはその同意を要する（民§864、同§12-I④）。また、数人の法定代理人につき共同代理の

定めがある場合（民§818－Ⅲ）、代理行為は原則として全員でなければ効力を生じない。但し、送達を受領は単独ですることができる（§102－Ⅱ）。

(4) 法定代理人の代理権の範囲についての特則

(3)の原則に対し、訴訟法は若干の特則を置いている。すなわち、相手方から訴えを提起される場合のように受動的な立場に立つ場合、上の建前を貫くと相手方は被保佐人や被補助人に対して訴えを提起する場合と同様の不利益を蒙る。そこで、この場合、後見監督人があってもその同意は不要である（§32－Ⅰ）。ただ、訴えの取下げ、和解、請求の放棄・認諾のような判決によらないで訴訟を終了させる行為には、後見監督人の同意を要する（同－Ⅱ）。

(5) 法定代理人の地位

法定代理人は、代理人であって当事者本人ではないから、その訴訟行為の効果は本人に帰属する。裁判籍や裁判官の除斥原因等も本人を基準として定まる。しかし、当事者本人と同様に取り扱われることもある。例えば、送達は法定代理人に対してされ（§102－Ⅰ）、法定代理人の死亡・代理権の消滅は訴訟の中断事由となる（§124－Ⅰ③）。証拠調手続においては、その尋問は証人尋問でなく当事者尋問の方法による（§211）。

5 訴訟代理人

(1) 訴訟代理人とは

任意代理人のうち、訴訟追行のための包括的代理権を有する者が訴訟代理人であり、これには法令による訴訟代理人と訴訟委任による訴訟代理人とがある。

(2) 法令による訴訟代理人とは

一定の地位にある者に訴訟代理権を認める旨を法令が規定している場合に、本人からその地位に付けられることによって訴訟代理権も付与されることになる者である。その代表例が支配人である。すなわち支配人は、その地位につくことによって営業の範囲内で包括的な代理権が認められ（商§21－Ⅰ、会社§11－Ⅰ）、その権限の一部として訴訟代理権も当然に付与される。

誰をその地位に付けるかまたはその地位を失わせるかは本人の意思によるため任意代理人の一種とされるが、その地位に付くと当然に訴訟代理権が付与される点で法定代理人に近い性質を持つ。

(3) 訴訟委任による訴訟代理人とは

特定の事件ごとに訴訟追行を委任され、そのための代理権を授与された者である。当事者が自ら訴訟追行に当たることは可能であるが、これを他人に委任することもできるわけである。ただ、他人に訴訟を委任する場合、受任者たる訴訟代理人の資格は弁護士に限られる（§54-I 本文）。その趣旨は、当事者の利益保護を確実にするとともに、手続の円滑・確実を図るところにある。

但し、簡易裁判所では、事件の軽微性を考慮して、弁護士でない者も裁判所の許可を得れば代理人となることができる（§54-I ただし書）。裁判所は、いったん与えた許可をいつでも取り消すことができる（同一II）。なお、簡易裁判所の事物管轄事件については、いわゆる認定司法書士に代理権が認められる（司法書士 § 3-I ⑥、II）。

(4) 訴訟代理権の範囲

① 法令による訴訟代理人

その訴訟代理権は、実体法上の地位に結びついた権限であり、代理権の範囲もその法令の定めるところによるのであって、訴訟委任による訴訟代理人の例に従わない（§55-IV）。例えば、支配人の訴訟代理権は、その営業に関する一切の裁判上の行為に及ぶ（商 § 21-I、会社 § 11-I）。

② 訴訟委任による訴訟代理人の代理権の包括性

委任を受けた事件について訴訟追行に必要な一切の行為をすることができる。訴訟手続の円滑な進行を図るためあるいは代理人が弁護士であることから、代理権は包括的に授与されなければならないという趣旨である。第55条1項には、（相手方の提起した）反訴、参加、強制執行、仮差押え・仮処分及び弁済受領権が列挙されているが、これらは代理権の例示であり、訴訟代理人の権限は訴訟手続に限られずその付随手続（証拠保全等）に及ぶ。

さらに、攻撃防御方法の提出の前提として必要となる実体法上の権利行使をし、またはこれを受けることも可能である（例えば、契約の解除・取消し、相殺、時効の援用）。

③ 訴訟委任による訴訟代理人の特別委任事項

本人に重大な結果をもたらす以下の事項については、特別の委任を要する（§55-II）。

イ) 反訴の提起

ロ) 訴えの取下げ、和解、請求の放棄・認諾、第48条の脱退〔平20-04-オ〕

ハ) 控訴、上告もしくは上告受理の申立て（§ 318-I）またはこれらの取下げ

上訴の提起に特別の委任を要する以上、訴訟代理権は審級ごとに授与されるべきであると解されている（審級代理の原則）。同一の訴訟代理人に引き続き訴訟を追行させるかどうかにつき、本人に意思決定の機会を与えるためである。第一審の訴訟代理権を与えられただけでは、相手方の控訴・上告に応訴する権限はない（通説、判例）。

ニ) 手形判決・小切手判決・少額訴訟の終局判決に対する異議の取下げ、相手方の取下げについて同意（§ 360、§ 367-II、§ 378-II）

ホ) 復代理人の選任

④ 訴訟委任による訴訟代理人の代理権の制限

当事者は、訴訟代理権の範囲を制限することはできない（§ 55-III本文）。これに違反する制限は無効である。但し、弁護士でない訴訟代理人の代理権は制限することができる（同ただし書）。

(5) 訴訟代理人の地位

① 第三者たる地位

訴訟代理人は、当事者ではないから判決の名宛人とはならない。また法定代理人とは異なり、証人や鑑定人となることができる。訴訟追行に当たる者の知・不知、故意・過失などの事由が訴訟法上の効果に影響を及ぼす場合（例えば、§ 24-II、§ 157-I）、これらの事由の有無は訴訟代理人を標準とする（→民§ 101-I）。

② 個別代理の原則

訴訟代理人の数には制限はない。訴訟代理人が数人ある場合、それぞれが本人を代理し（§ 56-I）、当事者はこれと異なった定めを設けることはできない（同-II）。例えば、共同代理の定めは無効である。

③ 当事者の更正権

本人は、訴訟代理人を選任しても自ら訴訟追行に当たる権能を失わない。したがって、訴訟代理人があるのに本人宛てにされた期日の呼出しや裁判の送達も適法である（判例）。また本人は、訴訟代理人があっても裁判所から出頭を命じられることがある（例えば、§ 151-I①）。

訴訟代理人がした事実上の陳述（主張）は、本人において直ちに取消しまたは更正することができる（§ 57）。これを当事者の更正権という。

更正の結果、訴訟代理人の陳述はなかったことになる。更正できるのは、具体的な事実関係についての陳述に限られ、法律上の陳述については更正権は認められない。

(6) 訴訟代理権の消滅／民法の原則

- ① 代理人の死亡・破産手続開始決定・後見開始の審判（民§111－I②）
- ② 訴訟委任の終了（民§111－II）

委任の終了原因としては、例えば委任契約の解除（民§651－I）、本人の破産手続開始決定（民§653－②）がある。

(7) 訴訟代理権の非消滅／民事訴訟法の特則

民事訴訟法は、訴訟手続の円滑の要請から、あるいは委任事務の範囲が明確でかつ代理人となるのが原則として法律の専門家たる弁護士であることから、次のとおり民法の例外規定を設けている（§58）。すなわち、以下の事由が生じても訴訟代理権は消滅しない。これは、その代理人が訴訟の新追行権者（例えば、相続人）から従前と同一内容の委任を受けたものとみなして、引き続き同一内容の代理権を有するという趣旨である。

- ① 当事者の死亡、訴訟能力の喪失
- ② 当事者たる法人の合併による消滅
- ③ 当事者たる受託者の信託の任務終了
- ④ 法定代理人の死亡・訴訟能力の喪失、代理権の消滅・変更
- ⑤ 資格当事者・選定当事者の資格喪失

資格当事者とは、例えば破産者に代って当事者となった破産管財人を指す。

(8) 法令による訴訟代理人の代理権の消滅

本人または代理人の死亡（民§111－I①、②）のほか、実体法上の地位の喪失により訴訟代理権も消滅する。但し、支配人については本人が死亡してもその代理権は消滅しない（商§506）から、訴訟代理権も消滅しない。

(9) 代理権の消滅の時期

代理の目的の到達、代理人の死亡による消滅等の場合はそれらの事由の発生と同時に消滅するが、その他の事由によって消滅する場合は本人または代理人からこれを相手方に通知しなければその効力を生じない（§59、§36－I）。

6 補佐人

補佐人とは、当事者、法定代理人または訴訟代理人と共に期日に出頭し、これらの者の陳述を補足する者である（§ 60-I）。その資格に制限はないが、公害訴訟や特許関係の訴訟等において特殊の専門家や技術者等が選任されているほか、本人に言語障害や聴力障害等がある場合にも利用されているようである。

補佐人は、当事者または訴訟代理人の請求により裁判所が許可する（§ 60-I）。この許可はいつでも取り消すことができる（同一-II）。本人または訴訟代理人は補佐人の陳述につき更正権を有するが、直ちに取消しまたは更正しなければ、本人または訴訟代理人の陳述とみなされる（同一-III）。

第4節 共同訴訟

1 共同訴訟の意義、発生原因、種類

(1) 共同訴訟とは

一つの訴訟手続に複数の原告または被告が関与する訴訟形態であり、訴えの主観的併合ともいう。同じ側に立つ数人の当事者を共同訴訟人（共同原告、共同被告）という。共同訴訟の制度目的は、統一的な審理・裁判により時間、労力、費用を節約するとともに、裁判の矛盾や抵触を防止するところにある。

(2) 共同訴訟の発生原因

共同訴訟は、初めから数人が共同で訴えまたは訴えられることにより発生する場合が多いが、訴訟係属後に共同訴訟が生じる場合もある。例えば、共同訴訟参加（§ 52）、訴訟承継（§ 49～§ 51、§ 124）あるいは裁判所による弁論の併合（§ 152）等がこれである。

(3) 共同訴訟の種類

判決が共同訴訟人ごとに区々となることが許されるかどうかという観点から、これが許される通常共同訴訟とこれが許されない必要的共同訴訟とに大別される。

2 通常共同訴訟

(1) 通常共同訴訟とは

共同訴訟の形をとることが強制されるわけではなく、また合一確定の必要もない場合である。すなわち、本来別々の訴訟により別々の解決をして差し支えない性質の事件が、審理の便宜のために共同訴訟とすることが認

法改正等による訂正箇所（『実例で学ぶ民訴の礎』）

平成24年1月10日から施行

- p 2 1 (3) の3行目「(家審 § 1 7)」→「(家事手 § 2 4 4)」
- p 7 0 1 (7) の3行目「(§ 1 4 1－Ⅱ)」→「(§ 1 4 1－Ⅰ)」
- p 7 7 (6) の1行目「当然受継の場合 (§ 1 2 5－Ⅰ) を除き、」を削除する。
- p 1 8 6 2 (4) の2行目「法律第18条2項」→「法律第26条2項」
- p 2 5 2 (4) の2～3行目「執行裁判所が将来供託所に支払委託をする便宜のために、」を削除する。
- p 2 8 7 2 の6行目「(家審規 § 1 0 6)」→「(家事手規 §)」
- p 3 4 1 1 (4) の6行目「(民 § 4 1 9－Ⅱ)」→「(民 § 4 1 9－Ⅰ)」
- p 3 4 8 1 (1) の7行目「(同－Ⅳ)」→「(同－Ⅲ)」
- p 3 5 0 6 (4) の見出し「(14－Ⅳ、)」→「(14－Ⅳ前段、)」
- p 3 6 2 4 (1) ②の2行目「(準 § 6 6)」を削除する。
- p 3 6 8 1 (1) の6行目「(民 § 4 1 9－Ⅱ)」→「(民 § 4 1 9－Ⅰ)」
- p 3 6 9 上から2行目「248ページ」→「253ページ」
- p 3 6 9 (4) ①の3行目「248ページ」→「253ページ」
- p 3 6 9 (4) ②の3行目「248ページ」→「253ページ」
- p 3 6 9 (4) ②の6行目「はその供託通知書及び」→「、」
- p 3 7 0 上から5行目「作成し、これに供託書正本を添付して」→「作成してこれを」
- p 3 7 1 2 (1) の3行目「249ページ」→「254ページ」

- p 3 7 2 (4) の 2 行目「2 4 9 ページ」→「2 5 4 ページ」
- p 3 7 3 1 (2) の 2 行目「(民 § 4 1 9－Ⅱ)」→「(民 § 4 1 9－Ⅰ)」
- p 3 9 4 5 (2)① の見出し「(規 § 3 8－Ⅰ①)」→「(規 § 3 8)」
- p 3 9 4 5 (2)③ の見出し「(規 § 3 8－Ⅰ②)」→「(規 § 3 8②)」
- p 3 9 5 (5)供託通知書の発送請求(規 § 3 9－Ⅵ)の次の行に加入する。
「(6) 資格証明書の提示に関する特則(規 § 3 9 の 2)」
- p 3 9 5 「6 (2)みなし供託書正本」の見出し及び本文を以下のとおり差し替える。
「6 (2)供託書正本取得の選択
供託官は、供託者から、供託書電子正本の提供の請求があったときに限り、供託書電子正本を提供しなければならない(規 § 4 0－Ⅱ)。この請求がないときは、原則どおり、書面による供託書正本を交付しなければならない(規 § 2 0 の 3－Ⅳ)。
供託者が供託書電子正本を受領しないまま 3 0 日を経過したときは、その電子正本は提供することを要しない(規 § 4 0－Ⅲ)。なお、供託者は、供託官に対し、電磁的記録に記録されている事項を記載して供託官が記名押印した書面(みなし供託書正本)の交付を請求することができる(規 § 4 2－Ⅰ)。」
- p 4 0 1 2 (8) の見出し「特認司法書士にあつては、特認の旨」→「認定司法書士にあつては、認定の旨」
- p 4 0 5 3 (2) の 4 行目「登録の取消し」→「登録の任意的取消し」
- p 4 0 6 (3) の 2 行目「(§ 1 7、 § 1 2－Ⅰ)」→「(§ 1 7、 § 1 2－Ⅰ、 § 1 5－Ⅰ、 § 1 6－Ⅰ)」
- p 4 0 7 (7)簡易裁判所の事物管轄事件についての相談または裁判外の和解の代理(同⑦)の次の行に加入する。
「(8) 筆界特定手続の相談または代理(同⑧)」
- p 4 1 7 3 の 2 行目「この義務は、司法書士法人に準用されている(§ 4 6－Ⅰ)。」を削除する。

p 4 1 8 上から2行目「(同§28)」→「(同§28-I)」

p 4 2 2 1(2)の8行目「省令」→「省令(規§31)」

p 4 2 6 1の3行目「(§46-IV、会社§859)」→「§46-II、会社§859」

p 4 3 2 (3)の1行目「連合会が通知」→「連合会が(1)の通告を受けてから
ら手続終了の通知」

p 4 3 4 (3)の2行目「(§54-II、同ただし書)」→「(§54-II)」

以上

【MEMO】

1 民事訴訟の審級図

〔上告審〕 高等裁判所 最高裁判所 (法律審)

〔控訴審〕 地方裁判所 高等裁判所 (事実審)

〔第一審〕 簡易裁判所 地方裁判所 (〃)